

うるま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第25号

うるま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

うるま市職員の給与に関する条例（平成17年うるま市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「自動車を使用すること」を「自動車等を使用すること」に、「困難である職員」を「困難である職員以外の職員」に改め、同条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める」に、「1月当たり」を「1箇月当たり」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行し、この条例による改正後の第14条第2項から第4項までの規定は、令和8年4月1日から適用する。ただし、第14条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(通勤手当の内払)

- 2 改正後のうるま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前のうるま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の給与条例の規定による通勤手当の内払とみなす。